

別記様式（第6関係）

		担当課	上下水道部経營業務課
会議の名称	第4回鴻巣市上下水道事業運営審議会（下水道事業）		
開催日	令和 6年 12月 23日（月）		
開催時間	午前 10時00分 開会 ・ 午前 11時 45分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎4階大会議室		
議長（委員長・会長）氏名	会長 矢島 光男 副会長 山田 和幸		
出席者（委員）氏名（出席者数）	矢島光男（会長）、山田和幸（副会長）、熊谷直子、渡辺千鶴、笠原実、山下泰明、川上郁貴、吉田征人、日野努（9名）		
欠席者（委員）氏名（欠席者数）	羽鳥典行（1名）		
事務局職員職氏名	上下水道部長 中根 治人 経營業務課長 伊藤 正一 下水道課副参事 田中 希 下水道課主幹 篠澤 功 経營業務課主査 金子 淳子 経營業務課主事 岡野 美香	上下水道副部長 大堀 勝彦 下水道課長 田口 裕一 経營業務課副参事 矢澤 恭子 経營業務課主幹 原 健太郎 経營業務課主任 新井 正通	
傍聴の可否（傍聴者数）	傍聴可（傍聴者 0名）		
会議の内容	<p>（次第）1 開会 2 前回の会議録について 3 議題 （1）意見公募（パブリックコメント）の結果について （2）鴻巣市公共下水道事業経営戦略改訂版（案）に対する答申案 について 4 その他 5 閉会</p>		
	<p>（決定事項など） 次第に沿って事務局が説明を行う。</p> <p>◆次第3 議題（1）意見公募（パブリックコメント）の結果について 意見の提出数は1名、意見数は1件となり、意見の要旨と意見に対する市の考え方を説明した。また、意見の趣旨は、既に改訂版（案）に記載されていることから、この意見による改訂版（案）の修正は行わないこととした。</p> <p>◆次第3 議題（2）鴻巣市下水道経営戦略改訂版（案）に対する答申案について</p>		

審議委員からの質問、意見は以下のとおり。

【議題に対する審議委員からの質問、意見】

◆次第3 議題（1）意見公募（パブリックコメント）の結果について

○資料3 結果が1件のみというのは少ないのではないか。（委員）

→既存の周知方法に加え、今後はSNSなどの広報活動に力を入れ、周知を図っていききたい。（事務局）

○資料3 意見にある下水道の接続率の向上については、新規で下水道を整備する地域を増やしてほしいという意図ではないか。（委員）

→意見書の原文を読む限りでは、公共下水道が整備済みの地域においても接続がなされていない世帯があり、普及促進活動を期待するという趣旨のものであった。（事務局）

◆次第3 議題（2）鴻巣市下水道経営戦略改訂版（案）に対する答申案について

○資料4 【基本方針（1）未普及地区の解消】について、冒頭の「汚水を速やかに排除し」の文中に「水洗化」を記載すると一般市民が理解しやすいのではないか。（委員）

→水洗化を追記し「水洗化を進めることにより、汚水を速やかに排除し」に変更することで委員の合意を得た。

○資料4 【基本方針（4）施設の老朽化対策】について、前半と後半の文章どちらにも「効率的に」の文言が含まれている。後半の部分については財源確保や優先順位付けを伝えるために、「着実な実施を行う」などの文言に修正するのはいかがでしょうか。（委員）

→後半の文章を「効率的な対策を進めていただきたい。」から「着実な実施に努められたい」に変更することで委員の合意を得た。

○資料4 【基本方針（5）経営の安定化】について、文末の「下水道使用料水準」という文言は改訂版の中で使われているか（委員）

→改訂版の中では、「適正な下水道使用料」と表記しており、「下水道使用料水準」という文言は使われていない。水準と表記すると意味が多様に存在するため、避けるべきである。（委員）

→「下水道使用料水準」を「適正な下水道使用料」に変更することで委員の合意を得た。

○資料4 【基本方針（5）経営の安定化】の文章を含む答申書の全般について、修飾語が多く、長い文章が散見されるため、3行以上のものは2行以下にするなど、文章を短くまとめて、分かりやすくするのはどうか。（委員）

→人に読んでもらう文章を意識して、分かりやすい内容となるよう答申書全体を精査し修正する。（会長）

○資料4 【基本方針（6）管理体制の効率化】の文章の冒頭に「今後、職員数が限られる中」とあるが、現在も職員数が少ない中で運営をしているので、「今後も職員数が限られる中」に変更したほうがいいのか。（委員）

→「施設のストックマネジメントをはじめとする施策を実行するにあたり、実施体制を確立する必要がある。」とあるが、「実行」は当然行うと思われるため、文章の修正をしてはどうか。（委員）

	<p>→「職員数が限られる中、今後、施設のストックマネジメント等を実施するにあたり、体制を確立する必要がある。」に変更することで委員の合意を得た。</p> <p>○資料4 【基本方針（7）広報活動】の文中でマンホールカードについて答申案には記載がないため、入れたほうがよいのではないか。（委員） →マンホールカードを通して、下水道の認識をより深めるという趣旨もあることから、検討し、修正する。（会長）</p> <p>○資料4 【基本方針（7）広報活動】の文中で、「～してもらうこと」が連続しており、修正した方が分かりやすくなると思われる。（委員） →検討し、修正する。（会長）</p> <p>○資料4 【基本方針（7）広報活動】の文末に「周知を図りたい」とあるが、何の周知を図りたいのか分からない。おそらく改訂版（案）84ページの「下水道の役割や事業の内容」の周知を図ることが目的かと思うので、そのような文言を入れてみるのはどうか。特に下水道の役割を伝えるのは重要ではないか。（委員） →下水道の課題を周知する、市民向けに下水道の現状を伝えるのが目的ではないか。（委員） →改訂版案の83ページと84ページには、下水道の課題、役割、事業内容について、市民の理解を得ることが必要であると記載されている。改訂版案と答申案の整合が図られるよう検討し、修正する。（会長）</p> <p>答申書については、会長が最終確認を行い、字句の訂正、軽微な修正があった場合は、会長に一任し、必要に応じて会長から事務局に指示し、修正させることで、委員の合意を得た。</p> <p>◆次第4 その他 第5回鴻巣市上下水道事業運営審議会（水道事業）は令和7年2月5日（水）午前10時から行うこととした。</p>
配布資料	<p>次第 資料1 第3回審議会 公開用会議録 資料2 意見募集結果 資料3 新旧対照表（修正のあったページのみ） 資料4 答申案 資料5 広報 10月号 意見募集記事掲載ページ</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。